

教員免許特例法による介護等体験における災害時等の対応について

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

災害時等の対応については以下のとおりとする。

大雨又は暴風警報」が発令された場合

- ①午前7時時点で、県内の該当地域(施設所在地もしくは学生の居住地)に「大雨又は暴風警報」が発令中の場合、該当地域の午前中の介護等体験は休みとすること。
学生は、体験開始時間前までに、施設へ連絡を入れること。
⇒施設所在地には発令されておらず、学生の居住地のみ発令中の場合も体験開始時間前までに施設へ学生側より連絡を入れること。
- ②午前10時時点で、県内の該当地域(施設所在地もしくは学生の居住地)に「大雨又は暴風警報」が発令中の場合、該当地域の午後の介護等体験は休みとすること。
また、午前10時までに「大雨又は暴風警報」が解除された場合でも、施設の閉鎖(休み)が決定されていれば介護等体験は休みとすること。
- ③体験実習中に県内の該当地域に「大雨又は暴風警報」が発令された場合、該当地域の体験は施設長の判断下において、中断し帰宅させること。

インフルエンザ等感染症の対応

インフルエンザ等感染症が確認された場合

- ①受入施設、大学内もしくは体験学生周辺にて集団感染が確認された場合は、直ちに体験を見合わせる。
- ②体験日に感染が疑われるような症状が現れた場合は、大学まで連絡の上、直ちに体験を見合わせる。

体験実習の代替

- ①体験が行えなかった場合は、代替の日程及び時間を再度計画すること。
- ②「警戒宣言」等が解除された場合の体験実習の再開日は、体験施設先の判断によること。

なお、体験実習中に大規模地震が発生した場合は、体験学生は体験施設先の判断・指示に従い行動すること。

施設に独自の規定等がある場合は施設の規定を優先することとする。その場合は、施設側より事前に大学もしくは体験学生へ周知することとする。

施設に独自の規定等がある場合には施設の規定を優先することとする。その場合は、施設側より事前に大学もしくは体験学生へ周知することとする。